

労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針 新旧比較表

【略称】

- ・「新技術指針」・・・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号）
- ・「旧技術指針」・・・建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第20号一部改正））

（傍線部分は変更部分）

新 技 術 指 針	旧 技 術 指 針
<p>建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針</p> <p>1 総則</p> <p>1-1 趣旨</p> <p>この指針は、建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務を行う労働者の石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に規定する事前調査及び労働者が石綿等を含む建材等の除去等の作業における措置及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置等に関する留意事項について規定したものである。</p> <p>1-2 定義（用語の意義）</p> <p>この指針において、次の各号に定める用語の意義は、当該各</p>	<p>建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針</p> <p>1 総則</p> <p>1-1 趣旨</p> <p>この指針は、建築物等の解体等の作業を行う労働者への石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に規定する事前調査及び石綿を含む建材等の除去等の作業における措置等に関する留意事項について規定したものである。</p> <p>1-2 定義（用語の意義）</p> <p>この指針において、次の各号に定める用語の意義は、当該各</p>

号に定めるところによる。

(1) 建築物等の解体等の作業

建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体、  
破碎等の作業（石綿等の除去の作業を含む。）をいう。

(2) ～ (3) (略)

(4) 負圧化

隔離された作業場所（以下「隔離空間」という。）及び

6) の前室の内部の大気圧を当該隔離空間及び前室の外の大  
気圧よりも下げ、隔離空間及び前室の出入口から当該隔離空  
間及び前室の空気が外部へ漏れない状態とすることをいう。

(5) ～ (7) (略)

## 2 建築物等の解体等の作業における留意事項

### 2-1 事前調査

#### 2-1-1 発注者からの石綿等の使用状況の通知

建築物等の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは  
囲い込みの作業を行う仕事の発注者（石綿則第8条に規定  
する発注者をいう。）は、同条に基づき、設計図書、過去  
の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報を有する場合  
には、当該仕事の請負人に対して、これを通知すること。

#### 2-1-2 目視、設計図書等による調査

(略)

#### 2-1-3 分析による調査

(略)

#### 2-1-4 調査結果の記録及び揭示

石綿則第3条第1項から第3項までに規定する調査結果の記  
録及び揭示は、次の(1)から(5)までに定めるところによ

号に定めるところによる。

(1) 建築物等の解体等の作業

建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体、  
破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。  
）をいう。

(2) ～ (3) (略)

(4) 負圧化

隔離された作業場所（以下「隔離空間」という。）の内部

の大気圧を当該隔離空間の外の大気圧よりも下げ、隔離空間  
の出入口から当該隔離空間の空気が外部へ漏れない状態とす  
ることをいう。

(5) ～ (7) (略)

## 2 事前調査

### 2-1 発注者からの石綿等の使用状況の通知

建築物等の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは  
囲い込みの作業を行う仕事の発注者（石綿則第8条に規定  
する発注者をいう。）は、石綿則第8条に基づき、設計図  
書、過去の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報を有  
する場合には、当該仕事の請負人に対して、これを通知す  
ること。

### 2-2 目視、設計図書等による調査

(略)

### 2-3 分析による調査

(略)

### 2-4 調査結果の記録及び揭示

石綿則第3条第1項から第3項までに規定する調査結果の記  
録及び揭示は、次の(1)から(5)までに定めるところによ

ること。

(1) 調査結果は、次のアからクまでの項目について記録すること。調査結果には、写真や図面を添付することで、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましいこと。

ア イ (略)

ウ 2-1-1の発注者からの通知の有無

エ (略)

オ 調査結果(2-1-3)の分析による調査を行った場合はその結果を含む)

カ ク (略)

(2) ㄱ (5) (略)

2-2 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置

2-2-1 隔離等の措置

石綿則第6条に規定する吹き付けられた石綿等若しくは石綿含有保温材等の除去又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込み(以下「吹き付けられた石綿等の除去等」という。)の作業における隔離、集じん・排気装置の設置及び負圧化並びに前室等の設置(以下「隔離等」という。)の措置は、次の(1)から(6)までに定めるところによること。

(1) 他の作業場所からの隔離等

ア 出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き密閉することにより、他の作業場所からの隔離を行い、石綿等の粉じんの外部への漏えいを防止すること。密閉するに当たっては、床面は厚さ0.15ミリメートル以上のプラスチックシートで二重に貼り、壁面は厚さ0.08ミリメートル以上のプラスチックシートで貼り、折り返し面(留め代)として、30から45センチメートル程度を確保すること。

イ ウ (略)

エ 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を開始する前に、隔離が適切になされ漏れがないことを、隔離空間の内部の吹き

ること。

(1) 調査結果は、次のアからクまでの項目について記録すること。調査結果には、写真や図面を添付することで、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましいこと。

ア イ (略)

ウ 2-1-1の発注者からの通知の有無

エ (略)

オ 調査結果(2-1-3)の分析による調査を行った場合はその結果を含む)

カ ク (略)

(2) ㄱ (5) (略)

3 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置

3-1 隔離等の措置

石綿則第6条に規定する吹き付けられた石綿等若しくは石綿含有保温材等の除去又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込み(以下「吹き付けられた石綿等の除去等」という。)の作業における隔離、集じん・排気装置の設置及び負圧化並びに前室等の設置(以下「隔離等」という。)の措置は、次の(1)から(6)までに定めるところによること。

(1) 他の作業場所からの隔離等

ア 出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き密閉することにより、他の作業場所からの隔離を行い、石綿等の粉じんの外部への漏洩を防止すること。密閉するに当たっては、床面は厚さ0.15ミリメートル以上のプラスチックシートで二重に貼り、壁面は厚さ0.08ミリメートル以上のプラスチックシートで貼り、折り返し面(留め代)として、30から45センチメートル程度を確保すること。

イ ウ (略)

(新設)

付けられた石綿等の除去等を行う全ての対象部分並びに床面及び壁面に貼った全てのプラスチックシートについて目視及びスモークテスターで確認すること。

(2) 集じん・排気装置の設置

ア (1) により設けた隔離空間にはろ過集じん方式の集じん・排気装置を設置し、吹き付けられた石綿等の除去等の作業に伴い発生した石綿等の粉じんを捕集するとともに、隔離空間の内部及び前室の負圧化を行うこと。

イ ウ (略)

(3) 前室及び設備の設置

ア 前室については、次の(ア)及び(イ)を併設すること。  
併設に当たっては、労働者が隔離空間から退室するとき、前室、(ア)及び(イ)をこれらの順に通過するように互いに接続させること。また、前室からの出入口には覆いをつけること。

(ア) エアシャワー等を備えた洗身室

(イ) 更衣室

イ (略)

(4) 隔離空間への入退室時の必要な措置

ア (略)

イ 隔離空間からの退室に当たっては、身体に付着した石綿等の粉じんを外部に運び出さないよう、(3)ア(ア)の洗身室での洗身を十分に行うこと。また、石綿則第4条に基づき作業計画を定める際には、洗身を十分に行うことができる期間を確保できるよう、作業の方法及び順序を定めること。

(5) (略)

(6) その他

ア (略)

イ 隔離空間での作業を迅速かつ正確に行い、外部への石綿等の粉じんの漏えいの危険性を減ずるとともに吹き付けられた石

(2) 集じん・排気装置の設置

ア (1) により設けた隔離空間にはろ過集じん方式の集じん・排気装置を設置し、吹き付けられた石綿等の除去等の作業に伴い発生した石綿等の粉じんを捕集するとともに、内部の負圧化を行うこと。

イ ウ (略)

(3) 前室及び設備の設置

ア 前室については、可能な限り次の(ア)及び(イ)を併設すること。また、前室からの出入口には覆いをつけること。

(ア) エアシャワー等の洗身設備

(イ) 更衣設備

イ (略)

(4) 隔離空間への入退室時の必要な措置

ア (略)

イ 隔離空間からの退室に当たっては、身体に付着した石綿等の粉じんを外部に運び出さないよう、(3)ア(ア)の洗身設備での洗身を十分に行うこと。

(5) (略)

(6) その他

ア (略)

イ 隔離空間での作業を迅速かつ正確に行い、外部への石綿等の粉じんの漏洩の危険性を減ずるとともに吹き付けられた石綿

綿等の除去等の漏れを防ぐため、隔離空間の内部では照度を確保すること。

2-2-2 集じん・排気装置の稼働状況の確認、保守点検等

石綿則第6条第2項に規定する集じん・排気装置の取扱いについては、次の(1)から(10)までに定めるところによること。

(1) 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を開始する前に、集じん・排気装置を稼働させ、正常に稼働すること及び粉じんを漏れなく捕集することを点検すること。

(2) 隔離空間において初めて、吹き付けられた石綿等の除去等の作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

(3) その日の作業を開始する前に、集じん・排気装置を稼働させ、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

(4) (2)及び(3)のほか、集じん・排気装置の稼働により、隔離空間の内部及び前室の負圧化が適切に行われていること及び集じん・排気装置を通して石綿等の粉じんの漏えいが生じないことについて、定期的に確認を行うこと。

(5) 隔離空間の内部及び前室の負圧化が適切になされているかを確認するに当たっては、集じん・排気装置を稼働させた状態で、前室への出入口で、スモークテスター若しくは微差圧計(いわゆるマノメーターをいう。)又はこれに類する方法により確認すること。

(6) (1)若しくは(2)の点検又は(4)の確認に当たっては、集じん・排気装置の排気口で、粉じん相対濃度計(いわゆるデジタル粉じん計をいう。)、繊維状粒子自動測定機(いわゆるリアルタイムモニターをいう。)又はこれらと同様に空気中の粉じん濃度を迅速に計測できるものを使用すること。

(7) (略)

等の除去等の漏れを防ぐため、隔離空間の内部では照度を確保すること。

3-2 集じん・排気装置の稼働状況の確認、保守点検等

石綿則第6条第2項に規定する集じん・排気装置の取扱いについては、次の(1)から(5)までに定めるところによること。

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 集じん・排気装置の稼働により、隔離空間の内部の負圧化が適切に行われていること及び集じん・排気装置を通して石綿等の粉じんの漏洩が生じないことについて、定期的に確認を行うこと

(2) 隔離空間の内部の負圧化が適切になされているかを確認するに当たっては、集じん・排気装置を稼働させた状態で、前室への出入口で、スモークテスター又は微差圧計(いわゆるマノメーターをいう。)を使用すること。

(新設)

(3) (略)

(8) (1) から (3) の点検、(4) の稼働状況の確認及び(7) の保守点検は、集じん・排気装置の取扱い及び石綿による健康障害の防止に関して、知識及び経験を有する者が行うこと。

(9) 隔離空間の内部又は前室が負圧に保たれていない場合や隔離空間の外部への石綿等の粉じんの漏えいが確認されたときは、直ちに吹き付けられた石綿等の除去等の作業を中止し、当該漏えい箇所周辺について、電動ファン付き呼吸用保護具及び作業衣を着用した者以外の者の立ち入りを禁止し、集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

(10) 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を一時中断し、集じん・排気装置を停止させるに当たっては、空中に浮遊する石綿等の粉じんが隔離空間から外部へ漏えいしないよう、故障等やむを得ない場合を除き、同装置を作業中断後1時間半以上稼働させ集じんを行うこと。

#### 2-2-3 隔離等の措置の解除に係る措置

石綿則第6条第3項に規定する隔離等の措置の解除に当たっては、次の(1) から(6) までに定めるところによること。

(1) (1) (3) (略)

(4) 隔離空間の内部に石綿等の取り残しがないことを目視で確認するとともに、隔離空間の内部の空気中の総繊維数濃度を測定し、石綿等の粉じんの処理がなされていることを確認すること。

(5) (略)

(6) (1) から(5) までの作業では労働者に呼吸用保護具を着用させること。

#### 2-3 石綿含有成形板等の除去に係る措置

(略)

(4) (1) の稼働状況の確認及び(3) の保守点検は、集じん・排気装置の取扱い及び石綿による健康障害の防止に関して、知識及び経験を有する者が行うこと。

(新設)

(5) 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を一時中断し、集じん・排気装置を停止させるに当たっては、空中に浮遊する石綿等の粉じんが隔離空間から外部へ漏洩しないよう、故障等やむを得ない場合を除き、同装置を作業中断後1時間半以上稼働させ集じんを行うこと。

#### 3-3 隔離等の措置の解除に係る措置

石綿則第6条第3項に規定する隔離等の措置の解除に当たっては、次の(1) から(5) までに定めるところによること。

(1) (1) (3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) (1) から(4) までの作業では労働者に呼吸用保護具を着用させること。

#### 4 石綿含有成形板等の除去に係る措置

(略)

2-4 石綿含有シール材の取り外しに係る措置  
(略)

2-5 雑則

2-5-1 呼吸用保護具等の選定

(略)

2-5-2 漏えいの監視

吹き付けられた石綿等の除去等の作業における石綿等の粉じんの隔離空間の外部への漏えいの監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計をいう。）又は繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニターをいう。）又はこれらと同様に空气中の粉じん濃度を迅速に計測することができるものを使用することが望ましいこと。

2-5-3 器具、保護衣等の扱い

(略)

2-5-4 建築物等から除去した石綿を含有する廃棄物の扱い

(略)

3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項

3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置

石綿則第20条第1項又は第4項に規定する労働者を就業させる建築物等に係る措置については、事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の損傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空气中の総繊維数濃度を測定することにより点検すること。

3-2 労働者を建築物等において臨時に就業させる場合の措置

5 石綿含有シール材の取り外しに係る措置  
(略)

6 雑則

6-1 呼吸用保護具等の選定

(略)

6-2 漏洩の監視

吹き付けられた石綿等の除去等の作業における石綿等の粉じんの隔離空間の外部への漏洩の監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計をいう。）又は繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニターをいう。）を使用することが望ましいこと。

6-3 器具、保護衣等の扱い

(略)

6-4 建築物等から除去した石綿を含有する廃棄物の扱い

(略)

(新設)

(新設)

石綿則第○条第2項に規定する労働者を建築物等において臨時に就業させる場合の措置を講ずるに当たっては、次の(1)から(4)までに定めるところによること。

(1) 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物の石綿等の使用状況及び吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の損傷、劣化等の状況について当該業務の発注者からの聞き取り等により確認すること。

(2) 事業者は、石綿等の粉じんを飛散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

(3) 事業者は、石綿の飛散状況が不明な場合は、石綿等の粉じんが飛散しているものと見なし、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

(4) 建築物又は船舶において臨時に労働者を就業させる業務の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶等に設置された工作物の石綿等の使用状況及び吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の損傷、劣化等の状況を通知するよう努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)